

当協会は、「外国人の交流と社会参加」事業の一環として、留学生が日本人家庭を訪問するホームビジット事業を下記の通り行う。

1. 目的

ホームビジット事業は、留学生に日本の家庭生活を体験する機会を、また、受け入れた家庭には、訪問者と接することによって国際的視野を広げる機会を提供することにより、相互の友好親善と信頼関係を確立し、区民による心の触れ合う交流の輪が一層広がっていくことを目指すものがある。

2. 定義

(1) ホームビジット

ホームビジットとは、ビジターを3時間程度家庭に受け入れて交流する、宿泊を伴わない一日限りのプログラムを言う。

(2) ホストファミリー

ビジターを受け入れ交流する日本人家庭のことを言う。

(3) ビジター

ホストファミリーを訪問し交流する留学生のことを言う。

3. ビジターの資格要件

- (1) 東京都下の大学・専門学校ほか就学している留学生であること。
- (2) 日本の文化・生活習慣に関心をもち、日本及び日本人を理解することに強い意欲をもつこと。
- (3) ホストファミリーと、言語能力の有無にかかわらず、積極的にコミュニケーションを図ること。
- (4) 公益財団法人目黒区国際交流協会（以下「MIFA」という）の当該年度会員として登録すること。
- (5) 当該年度の「留学生ホームビジットビジター」として登録すること。
- (6) 社会福祉法人東京都社会福祉協議会を契約者とする当該年度の行事保険（障害補償・賠償責任補償）に加入すること。※保険料はMIFAが負担する。

4. ホストファミリー資格要件

- (1) ビジターの国の伝統・文化、生活習慣等を理解しようと努めること。
- (2) 言語能力の有無にかかわらず、積極的にコミュニケーションを図る努力をすること。
- (3) MIFAの当該年度会員として登録すること。
- (4) 当該年度の「留学生ホームビジットホストファミリー」として登録すること。
- (5) 社会福祉法人東京都社会福祉協議会を契約者とする当該年度の行事保険（障害補償・賠償責任補償）に加入すること。※保険料はMIFAが負担する。

5. 会員登録の有効期限

登録の有効期間は、登録（更新）時から翌年度3月末までとする。

6. 登録の取り消し

次のいずれかの場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) ビジターおよびホストファミリーから辞退の申し出があった場合。
- (2) ビジターおよびホストファミリーが本実施要領の資格要件に反した場合。

7. ホームビジット中の費用の負担

(1) ビジターの負担

自宅～ホストファミリー宅間の交通費

(2) ホストファミリーの負担

受け入れに伴う基本的な費用（茶菓代、光熱水費等）。

8. ホストファミリーへの費用弁償

MIFA は、ビジター受入に必要な費用の補助として、ホストファミリーに費用弁償を支払うこととする。費用弁償はビジター一人あたり一回 2,000 円とする。

9. ホームビジットにおける天災・病気・事故等

(1) ホームビジット直前に天災が発生、あるいは荒天が予想され、ビジターのホストファミリー宅への移動に著しい困難が想定される場合には、MIFA は事業を中止し、ビジター・ホストファミリーに速やかにその旨を連絡する。

(2) ホームビジット直前にビジター・ホストファミリーが病気・事故等のために参加ができなくなった場合には、ビジター・ホストファミリーは速やかにその旨を MIFA に連絡する。

(3) MIFA は、ホームビジットに起因する事故等への対処としてビジター・ホストファミリーが医療費等を立て替えた場合、速やかに精算する。

(4) MIFA は、ホームビジット中にビジター・ホストファミリー者に障害補償・賠償責任補償の案件が発生した場合には、引受保険会社である三井住友海上保険会社に、速やかに事故報告を行う。

10. 募集

MIFA は、めぐろ区報、ホームページ、メールマガジン、SNS 等、大学の留学生センター等にてホストファミリー・ビジターを募集する。

11. 応募

ホストファミリー・ビジターは、「ホームビジット参加申込書」及び自筆で署名した「ホームビジット同意書」を MIFA に提出する。

12. 審査

MIFA は、応募書類を点検・審査する。募集要件を満たしていない場合には、その旨を応募者に伝える。

13. マッチング

MIFA は、資格要件を満たした応募者（ビジター、ホストファミリー）の要望が合致するようにマッチングを行う。

14. ホームビジット当日

(1) ビジター・ホストファミリーは所定の日時に MIFA 事務所に集合し、以下の通り対面式を行う。

- ・主催者挨拶
- ・ホストファミリー代表者自己紹介
- ・ビジター自己紹介
- ・対面式終了後、ホストファミリーはビジターを自宅に迎え、交流する。

(2) ホームビジットでのビジターの滞在時間は、3 時間程度とする。

(3) ビジター・ホストファミリーは昼食を済ませてホームビジットに臨むこととする。

15. アンケート

MIFA はビジター・ホストファミリーに対しそれぞれアンケートを実施、回収、集計し、ビジター、ホストファミリーにフィードバックするとともに、次回以降の開催の改善に努める。

16. 個人情報の使用

当協会規定の個人情報保護ポリシーを遵守する。

以上